

◇大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

- 1 建築物に係る確認申請等に対する審査に係る手数料等を改定することにしました。
- 2 新たに建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならないこととなる建築物に係る完了検査申請等に関する検査に係る手数料等を定めることにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 5 この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(計画調整局建築指導部建築企画課、計画調整局建築指導部建築確認課、計画調整局建築指導部
監察課)